

※ 本公募は、令和4年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容等の変更がありうることに御留意ください。

令和4年度農山漁村振興交付金 (農福連携対策(農福連携支援事業及び農福連携整備事業)) 公募要領

第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されています。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

このため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付し、農福連携対策(農福連携支援事業及び農福連携整備事業)において、障害者等の雇用及び就労等を目的とした農林水産物生産技術の習得、生産施設等の整備等を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱案(以下「交付等要綱案」という。)及び農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領案(以下「実施要領案」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、事業実施提案は「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮し、実施可能な提案とするとともに、その実施にあたっては政府のガイドライン等に沿って講じる対策についても記述ください。

公募期間：令和4年2月24日(木)から令和4年3月11日(金)まで
(郵送の場合も同日必着)

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は、次に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、実施要領案の第3及び別表1に定めるとおりです。

- 1 農福連携支援事業
- 2 農福連携整備事業

第3 提案書の作成及び提出等

- 1 応募に必要な書類

(1) 令和4年度農山漁村振興交付金事業実施提案書(別添様式。以下「提案書」という。)について

提案書には、目標年度(開始年度から起算して3年目の年度をいう。)までの

取組内容や主な経費、実施体制、目標等の具体的な計画内容、施設の整備内容等について記入していただきます。

なお、事業の目標として設定する指標については、別表2を参考としてください。

また、振興交付金の対象となる経費については、実施要領案の第6、第13及び本要領の別表3を参考としてください。

(2) 提案書に添付する資料について

- ア 設立趣意書、定款、規約等
 - イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料
 - ウ 連携する団体等がある場合は、その団体等の概要が分かる資料
 - エ 提案者の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）
 - オ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
 - カ 整備予定地の現況写真及び計画地区位置図、計画施設平面図等の図面
 - キ 整備予定地の所有状況関係資料
 - ク 施設等の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - ケ 施設等の管理規定案又は利用規定案（実施要領の第11を参照）
 - コ 整備予定地が、都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地にあつては、当該地域の市町村基本方針又は市町村基本計画等の写し
 - サ 費用対効果の算定資料（「農福連携整備事業」を実施する場合のみ）
- (3) 別表1の事項1の農福連携支援事業のみに応募する場合にあつては、上記(2)の力については「整備済の農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の現況写真及び位置図、平面図等の図面」と読み替え、キについては「整備済の農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の所有状況関係資料」と読み替えてください。また、上記のクからサまでの添付資料の提出は不要です。
- (4) 事業実施主体が地域協議会の場合にあつては、上記(2)の資料のほか以下の資料を提出してください。（提案書に添付）
- ア 実施要領案第2の1の地域協議会の設立が確認できる資料（地域協議会が設立されていない場合は、規約等の案でも可。ただし、交付等要綱第5に定める農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第6に定める事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）の申請時までには地域協議会を設立すること。）
 - イ 提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
 - ウ 地域協議会に参加する者の活動内容が分かる資料

2 応募に当たっての留意事項

- (1) 提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

(2) 本事業を活用して実施しようとしている取組内容が、以下の事業と重複する場合には、本事業に応募することはできません。

ア 「農」のある暮らしづくり交付金（「農」のある暮らしづくり整備対策）

イ 都市農業機能発揮対策事業（都市農業機能発揮整備事業）

ウ 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対策のうち福祉農園等整備事業））

エ 農山漁村振興交付金（農福連携対策のうち農福連携整備事業（従前の福祉農園等整備事業を含む））

オ 社会福祉施設等施設整備補助金（厚生労働省）

カ 障害者作業施設設置等助成金（厚生労働省）

キ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト（厚生労働省）

(3) 別表1の事項1の農福連携支援事業と、事項2の農福連携整備事業は、原則として、併せて実施するものとします。

ただし、以下の要件を満たす場合にはそれぞれ単独で応募することができます。

ア 別表1の事項1の農福連携支援事業のみの応募を可能とする要件

農林水産物生産施設等を既に運営している等、農福連携の取組を行う場所が確保されていること。あわせて、第3の1の(3)に定める資料を添付すること。

イ 別表1の事項2の農福連携整備事業のみの応募を可能とする要件

障害者の雇用・就労を目的とした農林水産物生産施設を運営している等、既に農福連携に取り組んでおり、かつ、障害者等が生産技術、加工技術等を習得しているため、本事業で整備する施設等においても、その技術が十分に生かされ、農福連携支援事業を実施せずとも、実施要領案第5の1の(2)により定める目標の達成が見込まれる計画であること。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第8に記載する書類提出先に御提出願います。

(2) 提出期限

令和4年3月11日（金）17時まで（郵送の場合も同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書を提出する際には、応募に必要なとなる提案書の添付資料が揃っているか、必ず確認願います。

イ 提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）に、虚偽の記載、必要となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

ウ 提出する提案書類は、1提案者につき1点に限ります。

エ 提出部数は1部です。

オ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

カ 提出された提案書等については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会に代えて、各農政局等のホームページに音声による説明ファイル

を掲載しますので、説明をご確認頂き、御質問等がありましたら、第8に記載の取組地域を所管する農政局等のお問い合わせ先に御確認ください。

第5 提案書の選定等

1 審査方法

第2の事業を実施しようとする地域が次に掲げる都道府県に所在する場合にあっては、それぞれ次に掲げる者（以下「事業承認者」という。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

- (1) 北海道 農村振興局長
- (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
- (3) (2) 以外の都府県 地方農政局長

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問は受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 審査における共通事項

ア 事業目的の理解度及び事業の必要性

(ア) 振興交付金の趣旨及び目的を理解し、これらに沿ったモデル性のある取組であるか。

(イ) 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。

イ 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性

(ア) 事業目標の設定は妥当であるか。

(イ) 事業完了後、自立的・継続的な取組が可能か。

ウ 事業実施手法の妥当性・効率性

事業費の効率的な執行が見込まれるか（一過性のイベントへの支払経費に偏っていないか等）。

エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

(ア) 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者等事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。

(イ) 適切な経理処理能力を有しているか。

オ 障害者等が農林水産業に関わるための取組の具体性

(ア) 地域における障害者等の取組内容や時期等が明確、かつ、具体的にしているか。

(イ) 農林水産物等の生産から販売までの行程管理が明確、かつ、具体的にしているか。

カ 地域農林水産業や農山漁村地域に果たす役割の具体性

(ア) 地域農林水産業の維持に繋がる取組となっているか。

(イ) 障害者等が地域の農林水産業の労働力として活躍できる取組となっている

か。もしくは、高齢者が生きがいをもって、地域と繋がって活躍できる取組となっているか。

(ウ) 農林水産物の販売等を通じて地域と関わるなど、地域の活性化に繋がる取組となっているか。

(2) 審査における個別事項

別表1の事項2の事業のうち交付率及び助成額2の(3)の経営支援型を実施する場合は、以下の要件を全て満たすこと。

なお、本事業を契機として新たに農福連携に取り組む者に対して、審査において配慮します。

ア 農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進める旨が読み取れるものであること。

イ 農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。

ウ 農福連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実であることが明示されていること。

エ 事業開始年度から目標年度までの各年度について、農林水産業経営の発展のための経営分析を行うことが明示され、かつそのための費用が事業費に含まれていること。

(3) 別表1の事項2の事業を実施する場合は、以下の項目のすべてを満たしていない場合、選定の対象となりません。

ア 事業効果の妥当性

(ア) 農福連携に関連する取組と関連したものになっているか。

(イ) 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっているか。

(ウ) 費用対効果が1.0以上あるか。

※ 費用対効果分析の算定は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）を参考にして、適正に算定してください。

イ 適正な施設等の管理

事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあるか。

ウ 事業計画の妥当性

(ア) 事業要件との整合性は適正か。

(イ) 施設等の規模は妥当か。

(ウ) 事業費の積算は適正か。

エ 事業費負担の妥当性

事業実施主体の負担について十分検討されており、かつ適正な資金調達計画及び償還計画が策定されているか。

3 審査結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。また、当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付することがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金等の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることになります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場

合があります。その際には、該当する提案者に対して事前に御連絡いたします。

※ 審査結果の公表及び通知は、ソフト事業（農福連携支援事業）のみを実施する地域と、ハード事業（農福連携整備事業）を含めて実施する地域それぞれで行います。

ハード事業を含めて実施する場合は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、ソフト事業のみを実施する地域と比較して、公表及び通知の時期が1～2ヶ月程度後になることを見込んでいます。

第6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 振興推進計画等の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に振興推進計画等を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に御連絡いたします。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次に定める資料が必要となります。対象経費の精査の結果によっては、交付金の対象経費とならない場合がありますので御了承願います。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適正な根拠資料

※ 別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 外部委託については、積算、見積書等の複数者からの根拠資料

2 交付金の支払手続

事業承認者が振興推進計画等を承認したときは、補助金等交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

補助金等交付候補者は、割り当てられた額を踏まえ、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、事業承認者に提出してください。

その後、事業承認者から発出される交付決定通知の通知日以降に、振興交付金の対象となる事業を開始することができます（通知日以前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

(1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、事業承認者に提出してください。

(2) その後、事業承認者において、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

第7 その他

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について御協力をお願いすることがありますが、調査には必ず協力していただきますので予め御承知おきください。また、調査内容によっては、地域協議会の構成員や連携団体に御協力をいただくこともあります。

ので、地域協議会構成員や連携団体へ周知して頂くようお願いします。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話により御連絡いただきますようお願いいたします。(問い合わせ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

なお、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりとします。

取組地域	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線 5448）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線 4185、4125）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線 3404、3412）
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線 3425）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線 2519、2522）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-451-9161（内線 2415、2423）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線 2522、2526）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線 4766、4751）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線 83326、83336）

参考

この要領で記載しているもののほかにも、実施に必要な条件や事業実施の手続等について、交付等要綱及び実施要領案に定めておりますので、下表を参考に御確認をお願いします。

主な関連事項	交付等要綱／実施要領案
① 事業内容等 提案書作成に係る、事業内容、事業実施主体、事業実施期間、選定要件、交付率及び助成額について	実施要領案 第3、別表1、別表2
② 事業の実施手続等 事業の実施に係る提出資料、手続等について（振興推進計画等）	実施要領案 第5
③ 事業の評価及び事業管理 事業の評価、完了報告、事業の状況報告について	交付等要綱 第7 実施要領案 第14、第15、第16

別表 1 (第 2 関係)

事 項	事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 農福連携支援事業	農福連携に取り組む農林水産物生産施設等の管理者及び当該施設に従事する障害者等による以下の取組 ア 専門家の指導により農林水産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営等 イ 分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成	事項 1 及び 2 の事業を行う場合にあっては、1 から 7 までの要件を全て満たすこと。 1 農林水産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。 2 事業実施主体が農福連携の取組により障害者等を受け入れる農業生産施設等の存する土地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。 (1) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区内の農地 (2) 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農業生産施設等としての利用が認めら	1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 150 万円とする。ただし、事項 2 に掲げる事業のうち交付率及び助成額 2 の（3）に掲げる整備と併せて実施する場合にあっては、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 300 万円とする。 3 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40 万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。 4 1 から 3 までにかかわらず、目標年度（事業開始年度から起算して 3 年目の年度）に要する経費については助成しない。
2 農福連携整備事業	障害者等の雇用又は就労を目的とする農林水産物生産施設（簡易な農地の整備を含む。）、農林水産物の加工販売施設若しくは高齢者の生きがいの創出及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備	(2) 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農業生産施設等としての利用が認めら	1 交付率は、2 分の 1 以内とする。 2 一事業実施主体当たりの助成額の上限は、整備区分ごとに次のとおりとする。 (1) 簡易整備型（比較的安価な設備投資による農業生産施設及び附帯施設の整備）については、200 万円とする。

		れている土地 3 目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者又は生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、生活困窮者を含む場合その過半数は障害者であるものとする。 また、事項1の事業において、事業内容がユニバーサル農園の開設及び運営のみである場合は、前段及び4において「農林水産物生産施設等で作業に従事する」を「ユニバーサル農園で農作業を体験する」と読み替える。 4 事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する者が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、当該施設を利用する高齢者の数が5名以上増加すること。 5 原則として、農福連携支援事業と農福連携整備事業は、併せて実施すること。 6 事項2の事業における農林水産物生産施設等及び農林水産物加工・販売施設の整備への助成については、障害者等が当該施設における作業行程に携わる部分に限る。	(2) 高度経営型(収益性の高い複合的な経営形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備)については、1,000万円とする。 (3) 経営支援型(農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農業生産施設等の整備)については、2,500万円とする。ただし、第5の2の(2)に掲げるアからエまでの条件を満たす場合に限る。 (4) 介護・機能維持型(高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、400万円とする。 3 1及び2にかかわらず、目標年度(事業開始年度から起算して3年目の年度)に要する経費については助成しない。
--	--	---	---

		7 実施要領第7に掲げる基準に適合するものであること。 ※ 上記1の「地域内」とは、農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等が所在する市区町村の区域内をいう。	
--	--	---	--

別表 2（第 3 の 1 関係）
目標及び指標の例

事業名及び事業内容	目標	指標	単位
1. 農福連携支援事業	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等	障害者等雇用者数 障害者等就労者数 雇用に至る障害者等の人数 就労に至る障害者等の人数 障害者等雇用日数 障害者等就労日数 作業請負面積 作業請負時間 一人当たりの平均工賃 販売金額 交流人口	人 人 人 人 日/年 日/年 ha 時間/年 円/月 円/年 人
2. 農福連携整備事業 （1）農福連携の取組を行う農林水産物生産施設及びその附帯施設	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等	障害者等雇用者数 障害者等就労者数 雇用に至る障害者等の人数 就労に至る障害者等の人数 障害者等雇用日数 障害者等就労日数 作業請負面積 作業請負時間 一人当たりの平均工賃 販売金額 交流人口	人 人 人 人 日/年 日/年 ha 時間/年 円/月 円/年 人
（2）農福連携の取組を行う農林水産物生産施設で生産されたものの加工・販売施設（6次産業化）	上記と同じ	上記に加え、 農林水産物加工割合	%

別表 3（第 3 の 1 関係）

農山漁村振興交付金（農福連携対策）の対象経費

別表 1 の事項 1 の農福連携支援事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度毎の事業費の 5 割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の 4 の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。）
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が 3 年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が 3 年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等